

登録・廃車・変更の手続きは

《市役所で手続きができる物件》

原動機付自転車（125cc以下）および小型特殊自動車

○印のものをお持ちいただき、各庁舎総合窓口課または員弁庁舎 課税課で手続きしてください。

受付時間 月～金（祝日除く）8:30～17:15

	登録される方の印鑑	販売証明書 (押印要)	譲渡証明書 (押印要)	標識交付 証明書	廃車届出済 証明書	ナンバー プレート
販売店から購入した 車両を登録する場合	○	○				
他人から譲り受けた 車両を登録する場合 (廃車手続が完了し ている物件)	○		○		○	
他人から譲り受けた 車両を登録する場合 (廃車手続がされ ていない物件)	○		○	○		
登録された車両を廃 車する場合	○			○		○

※他市町村で登録された車両も各庁舎総合窓口課または員弁庁舎 課税課で廃車することができます。その場合他市町村のナンバープレートが必要です。

《市役所で手続きができない物件》

軽二輪(125cc超 250cc以下)、軽四輪、二輪の小型自動車(250cc超)

詳しくは下記の各取扱窓口へお問い合わせください。

車種	取扱窓口
軽二輪(125cc超 250cc以下)	三重県軽自動車協会(☎059-234-8611)
軽四輪	軽自動車検査協会三重事務所(☎059-234-8431)
二輪の小型自動車(250cc超)	三重運輸支局(☎050-5540-2055)

軽自動車税についてよくある質問にお答えします。

Q1 原動機付自転車を廃車したいのですが、ナンバープレートを紛失してしまいました。ナンバープレートがなくても廃車の手続きはできますか？

A1 ナンバープレートがなくても廃車手続きはできます。各庁舎総合窓口課、員弁庁舎 課税課にある軽自動車等てん末書に紛失の事由等を記入して、廃車申請をしてください。

Q2 原動機付自転車が盗難にあいました。廃車するにはどのような手続が必要ですか？

A2 警察に盗難の届出をしてください。そして盗難被害届の写しを持参するか受理番号と受理年月日をひかえて、各庁舎総合窓口課または課税課で廃車の手続きをしてください。手続きをされませんといつまでも軽自動車税が課税されることとなります。なお、盗難にあったバイクが発見されて、再び使用される場合は必ず各庁舎総合窓口課または員弁庁舎 課税課にその旨届けてください。

Q3 年度の途中で軽自動車を廃車しました。自動車税は月割りで税金が戻ってきますが、軽自動車の場合税金は戻ってくるのでしょうか。

A3 軽自動車税は、4月1日現在で登録されている車両に課税されます。軽自動車税には月割り制度はありませんので4月2日以降に廃車された場合でも、その年の税金は納付していただくこととなります。反対に年度の途中で車両を取得した場合は、その年度において月割りで課税されることはなく、翌年度よりの課税になります。

Q4 車検用の納税証明書をなくしてしまいました。今月車検なんですが…。

A4 車検を受けるには、軽自動車税納税証明書が必要です。しかし紛失された場合は各庁舎総合窓口課または員弁庁舎 課税課で申請いただければ、その場で証明書を再交付いたします。(手数料は必要ありません)